

## 第II部 各論 各国の対応 第7章 APECに対するフィリピンの対応

|          |  |
|----------|--|
| 著者       | 野原 昂   |
| 権利       | Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a> |
| シリーズタイトル | アジ研トピックリポート  |
| シリーズ番号   | 7  |
| 雑誌名      | APECの新展開 大阪会議に向けて  |
| ページ      | 77-83  |
| 発行年      | 1995   |
| 出版者      | アジア経済研究所   |
| URL      | <a href="http://doi.org/10.20561/00028616">http://doi.org/10.20561/00028616</a>  |

## 第7章 A P E Cに対するフィリピンの対応

### はじめに

アジア太平洋地域の発展途上諸国が順調に発展を続けている中で、フィリピン経済は唯一停滞を続けている。対米関係の激変、国内政治・治安の混乱、加えて天災等の逆風が強く影響したことは言うまでもない。しかし、他の発展途上諸国にとっての順風であった世界大での経済再編、特にアジア太平洋地域での経済相互依存関係の深化に乗り遅れたことがフィリピン経済の低迷をもたらした主な要因と考えられる。

フィリピン経済の成長にとって内向的・保護主義的経済政策体系から、外向的・自由貿易指向の経済体系の変換が不可欠であると認識されて、1990年代に入りその方向へ向けて様々な経済政策の変更がなされ始めている。

1991年に開始された、関税体系の改訂あるいは外国投資法の制定はフィリピンの片務的な自由化への努力であり、またA S E A N貿易自由地域構想への積極的取り組みもその一環である。A S E A N内の局地経済圏（いわゆる三角地帯）に触発された東A S E A N成長の三角地帯も同様の流れの中にある。また、G A T Tにおけるウルグアイ・ラウンド合意へのフィリピンの取り組みもその表れである。

フィリピンのA P E Cへの対応もこうした潮流の中に位置付けて考察する必要があるだろう。

### 第1節 国際的レベルでの貿易自由化の動きとフィリピン

オーストラリアのキャンベラで開催された第1回アジア太平洋経済協力会議（A P E C）に参加したフィリピンは、A S E A N 6ヶ国とその対話パートナーである6ヶ国とのあいだの貿易面での協力関係を話し合う非公式で緩い形のフォーラムであるとするA S E A N加盟国に共通の認識をもって臨んだ。

A S E A Nはアジア太平洋地域でのグループが参加国を拡大した形で形成されても、A S E A Nが中核でなければならないと考えており、公式の組織が作られればA S E A Nの

重要性が弱められるものと危惧していた。この点はASEAN諸国によって常に強調されていた点である。

その当時、ASEAN内部では、ASEAN特惠取極（PTA）の実効性を高めるために見直しが行われ、包括的PTAの導入にむけての努力がなされていた。フィリピンにおいても、包括的PTAリスト準備の真っ最中で民間部門のヒアリング、ASEANレベルでの貿易自由化に向けての交渉を行っていた。こうした時であったので、もう一つの貿易自由化路線を検討すること、特にアジア太平洋という拡大された地域でのものに対応することは困難であった。

したがって、第1回会議に臨むフィリピンのスタンスはAPECがどのようなものになっていくのかを聴くというもので、対応が必要な場合はASEANでの動きを前提として対応してきた。何か決定する必要がある場合にはASEAN合意を待つようにしていた。

第1回APEC会議の時点ではGATTウルグアイ・ラウンドの先行きに問題があったのであるが、フィリピンではASEAN内における包括的PTA及びその後に予想されていたASEAN自由貿易地域へ対応していくことで、世界レベルでの貿易自由化が中断されることがあっても自国の自由化路線を継続できると考えていた。

その後の、APECの動きは急速で、1993年までにはASEANではかなりの年限を要した協力プログラムが具体化してきた。こうして、APECの進展がASEANと比較してアジア太平洋地域の発展により深く係わっていることが理解されるようになってきた。また、潜在的に大きな貿易ブロックが形成されていくことが示されたことで、ウルグアイ・ラウンドの成功にとって重要な要因となって働くと考えられた。

そうしたことから、APECに対するフィリピンを含むASEANの地域内における重要性を失うのではないかとの危惧、あるいは不快感は不適切なものと考えられるようになった。また、ASEANだけでは貿易自由化に向けてのウルグアイ・ラウンドの推進には効果が薄いこともはっきりしていた。

ASEAN内においては、1992年シンガポールで開催された第4回首脳会議において新時代に対応するための経済協力体制を目指して「ASEAN経済協力に関する枠組み協定」が締結され、その中でASEAN自由貿易地域（AFTA）の設立が決定された。

フィリピン政府としては、貿易自由化により産業構造を変革し成長を加速化することを意図してきたがAFTAという「外圧」を利用してこれを実現することを企図した。また、

A S E A N諸国との貿易の比率は低く国内産業への影響も少ないと考えられていた。その後民間部門との間で「A F T Aのための共通実効特惠関税スキームに関する協定」に基づく対象品目（実際には除外品目）が決められていき1994年に行政令が発効した。これによって2008年までにH Sコード6桁の品目を域内自由化することになった（A F T Aの完成期限はその後、1994年9月のA S E A N経済担当閣僚会議で2003年に繰り上げられた）。

またA S E A N内における局地経済圏の動きもフィリピンに影響を与えている。シンガポールを中心とする「成長の三角地帯」の成功に刺激されて、「北の三角地帯」が検討されており、フィリピンでは1993年にラモス大統領により「東A S E A N成長地帯」（E A G A）が提唱された。これは、フィリピンのダバオ市とヘネラルサントス市、インドネシアの北ラヴェシ州、東西カリマンタン州、マレーシアのサバとサラワクの2州とブルネイを結ぶものである。現在は、まだ具体化する段階には至っていないが、マレーシア、インドネシアともそれぞれの後進地域の開発の手段として注目している。いずれにしても、これも局地的なものであるが国境の枠を越えた自由貿易地域形成の動きとしてフィリピン内でも関心をもたれている。

## 第2節 フィリピン独自の自由化の動き

このような国際的なレベルでの貿易自由化の動きと並行して、1991年以降フィリピン独自で貿易投資の自由化にむけて動き出している。

フィリピンの貿易政策改革のこれまでの経緯はストップ・アンド・ゴーの過程であった。自由化は継続的な政策ではなく、自由化進展の時期と後退の時期が交互に繰り返されてきた。もちろんフィリピン経済の開放は進んできたが、多くの論者はさらに大規模な貿易政策改革の必要性を強調している。

実効保護率で計測される保護は低下してきているが、その度合はまだ小さなものであった。1974年に125%であった製造業品平均の実効関税率は、1985年においても74.2%であった。したがって、更に自由化を進めることが必要と見られていた。

自由化推進のための重要な手段の一つが行政令470号（1990年）である。関税構造は従来の0%、10%、20%、30%、50%から0%、3%、10%、20%、30%に1995年に引き下げられることとなっているが、50%の関税率を課される例外品目も残されている。

20%以上の関税を課される関税品目は1991年の65.3%から低下したものの、1995年にお

いても58.1%に止まっている。また50%の関税を課される品目も1991年以前の23%から208品目全体の3.7%に低下した。ただ不思議なことに50%の関税を課されている品目の多くはフィリピンの主要輸出品で、バナナ、パイナップル、マンゴ等の果物、合板、ビール、履き物、及びコブラ、ココナッツ油等のココナッツ製品が含まれている。

行政令470号では名目平均関税率を1995年までに8%引き下げて20.1%とすることを目標としている。

1995年以降の更に関税引き下げる計画も現在構想されている。国家経済開発庁カンラス次官によればその後2003年までに全ての品目に対する関税を0~5%とする片務的貿易自由化政策を行う予定である。

非関税障壁や数量制限に関連しても自由化は進展している。1986年には2,000品目以上あった制限品目（輸入品目の35%、輸入額の33%）は414品目に減少した。このうち279品目は今後自由化が予定されており、残るのは135品目となる。このうちの69品目が安全、衛生、防衛などの理由で絶対的に必要とされるものと考えられる。

残存規制品目のうちには、対外指向的経済政策にとって重要な品目がある。輸出にとって重要な、バス、トラック、自動車部品、肥料、石油製品等が含まれている。また、産業合理化計画、衛生、安全への配慮から規制されている中古タイヤ・チューブ、化学品、農薬、コメ等の規制も緩和することが可能である。

1992年「小農のためのマグナカルタ」（共和国法7607）が成立したが、これも自由化の障害となる可能性を秘めている。この法律では国内で十分に生産される製品の輸入に数量規制を課する権限を政府に与えている。この法律の対象は農業であり、自給の定義もまだ決められていないが、こうした法律は自由化の動きを阻害する可能性が十分にある。

ウルグアイ・ラウンド協定を批准したことで、この貿易環境には大きな変化が生じる。フィリピンは今後の10年に既存の数量制限を全廃することを約束しており、また自由貿易に反する法令の見直しをする必要が生じている。これにより、貿易自由化がさらに促進されよう。

以上の貿易面での自由化の進展から、次のような結論が得られる。（1）行政令470号による関税改訂は貿易の自由化を進めたものである。これはまだ十分なものとはいえなが、

A F T A、ウルグアイ・ラウンド等の対外的な約束を守っていけばかなり進展していくものと考えられる。(2)改革の流れは、特に輸入数量制限面でスローダウンしている。(3)「マグナカルタ」の例にも見るように自由化の流れに逆行する動きの危険性もある。

1991年の外国投資法の改訂も、投資環境の改革にはずみをつけた。この法律の特色の一つは、外国投資のネガティブ・リストを設けたことである。すなわち、このリストに挙げられていない業種では100%までの外国投資が認められる。このリストはA、B、Cの三つに分類されている。リストA及びBには憲法又は既存の法律で規制されている産業、製品あるいはサービス業種が示されている。リストCには「既存の企業が経済と消費者の必要性をすでに十分に満たしており、更に外国投資を促す必要性のない投資分野」を含むものとされているが、実際にはリストにはまだどの分野も指定されていない。

他の諸国の外国投資法を比較すると、フィリピンの外国投資の扱いは未だ十分とは言えない。この新しい法律によって隣国の外国投資政策に比肩しうるものとなり、外国投資自由化への一步をふみだしたものと評価できる。しかし、より確固とした政策意志を示す必要がある。憲法は除くとしても、外国投資を制限している法令を改訂せずに単にリストの中に禁止分野として示すことだけでは外国投資を引きつけるための努力として十分ではない。また現在は空欄になっているにしても、リストC存在そのものが恣意的に禁止分野を設定されるのではないかとの不安を外国投資家にあたえる。更に外国投資への誘因となるような通常の条項、たとえば営業損失の繰越等の取扱いがまだ整備されていない。

簡単に言えば、貿易分野と同様、外国投資分野においてもまだ自由化努力が十分になされていないとは言えない。

### 第3節 フィリピンにとってのA P E Cの重要性

フィリピンにとってのA P E Cの重要性はA P E C参加国との間の貿易及び投資のフローを見れば明らかである。

1991年におけるA P E C諸国のフィリピンの輸出に占める割合は81%、輸入については90%を占めている。また外国直接投資の大部分はこれら諸国からのものである。

一方、前述したようにフィリピンは自ら貿易・投資の自由化に向けての努力をしてきている。今後のA P E Cの方向もある程度明かになってきている中で、フィリピンとしては

このA P E Cの展開に歩調を合わせていくことが必要である。

第一に、A P E Cはフィリピンの世界経済への統合の指針を与えるものと考えられる。すでに対外開放に向けて一步を踏み出してはいるが、まだ多く進めていかねばならないことがある。(1)自由化の速度をまずA P E Cに、つぎにA F T Aに、さらにウルグアイ・ラウンドに合わせていく。(2)A P E C内で強まりつつある相互依存関係をはっきりと認識した政策を明確にする。(3)投資政策と奨励策を他の諸国と類似のものとすると共に、実質的に開放的なものとしていく。

第二に、貿易・関税・基準の統一は取引コストを削減しフィリピンの輸出入の拡大を助けるものであるが、A P E Cはこれを実現するための重要な場である。

第三に、A P E Cは参加国の市場についての情報交換の場を創設するものである。貿易投資委員会及び経済委員会は域内の経済についてのサーヴェイを行っており、また部門別の諸問題を明らかにしてくれている。域内の民間部門によるサーヴェイもあるにはあるが、これは各国政府の公式見解を示すものである。政府の見解にともなう限界はあるにしても、地域全体の動向を知るための指針となる。このようにして、A P E C経済の理解はより完全なものになるであろう。

最後に、A P E Cは参加国が類似の政策を一貫して追求することの保証をしてくれるものである。フィリンにとって、各国の経済環境がどのようになるかを示してくれる。より重要なことは、民間部門に政策手段が類似性を持ってくるばかりでなく、貿易手続や投資関連法が統一的なものになっていく保証を与えてくれる。

これ以外にも多くのことが期待できる。中小企業育成、科学技術情報、教育分野での協力、技術移転の促進等の共同プロジェクトが計画されているが、これらは直接的にフィリンの経済環境の好転に役立つであろう。

前出のカンラス次官は、フィリンにとってA P E Cによる2020年に向けての貿易自由化はそれほど困難なものではないと語っている。フィリン独自の片務的関税引き下げが2003年までに実現し、同じく2003年にはA F T Aの枠組での自由化も完成される。その後更に15年以上経てのA P E C域内自由化はそれほど困難なものとは考えられていない。これは特に製造業品貿易について言える。同氏は、農業やサービス産業の自由化に関してはそれほど楽観的ではない。

【註】

本章は以下の文献を参考に取りまとめたものである。

1. Albuero, Florian A., “ The Philippines in APEC ” , mimeo.

この論文はアジア経済研究所で1995年1月26日に開催されたAPECに関するワークショップに提出されたものである。

2. 糸賀滋編『動き出すASEAN経済圏』アジア経済研究所、1994年
3. 浦田秀次郎編『貿易自由化と経済発展』アジア経済研究所、1995年